

第1条（本規約）

1. SAIJO JACCS CARDポイントサービス規約（以下「本規約」といいます。）とは、ジャックスカード会員規約に付帯して株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社西條（以下「西條」といいます。）が提携して当社が発行するSAIJO JACCS CARD（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じて、SAIJO JACCS CARDの会員（以下「本会員」といい本会員と家族会員の両者を「会員」といいます。）に対して、SAIJOポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および会員が本サービスを受けるための条件等を定めたものです。
2. 会員は、本カードにより、本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
3. 会員が本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第2条（本ポイントの付与条件）

1. 当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の西條での新規カードショッピングの利用代金の合計に対して、100円（税込）につき1ポイントの本会員に対して付与するものとします。（ただし、100円未満は切り捨てとします。）また、毎月当社所定の日に締め切られた会員の西條以外での新規カードショッピングの利用金額の合計に対して、200円（税込）につき1ポイントの本会員に対して付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨てとします。）
2. 会員が獲得した本ポイントは、当社より送付する「ご利用代金明細書」欄または、インターネットサービス「インターコムクラブ」（ユーザー登録が必要となります。）の「ご利用代金明細書照会」画面（以下総称して「ご利用代金明細書」といいます。）にご利用金額が表示された請求日に会員に付与します。また、付与された本ポイント数は「ご利用代金明細書」に表示するものとします。
3. 本ポイント付与の対象者は、本会員のみとします。

第3条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイントの対象外とします。

- （1）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （2）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （3）年会費等の費用。
- （4）本カードの再発行等に関する手数料。
- （5）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- （6）E d y、n a n a c o等の各チャージ利用代金。
- （7）会員が当社所定の約定支払額確定日前にカードショッピング利用代金。
- （8）カードショッピングのご利用代金が第2条第1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- （9）（1）～（8）のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第4条（返品、キャンセル、利用金額変更の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第5条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本ポイントが付与された月から24ヶ月後の月末までとします。
2. 第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第6条（本ポイントの引換）

1. 本ポイントの引換は、1,000ポイントに到達した場合、「SAIJOお買物券引換券」（以下「引換券」といいます。）を当社より本会員に対して送付することにより実施いたします。
2. 引換券は、西條のサービスカウンターにてSAIJOお買物券1,000円分と交換することができるものとします。
3. 引換券の有効期限は3ヶ月間とします。
4. 第1項に定めるポイント充当については、本ポイント有効期限の満了日が近いものから行うものとします。

第7条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた商品について、公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第8条（権利の喪失およびサービス停止）

1. 次の各号に該当する会員は、本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを受けるすべての権利を喪失するものとします。
 - （1）当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過した場合。
 - （2）本カードを脱会、その他の理由により会員資格を喪失した場合。
 - （3）会員が死亡した場合。
2. 当社は、次の各号に該当する会員に対して、何らの通知なくして本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。
 - （1）ジャックスカード会員規約または本規約に違反した場合。
 - （2）違法行為または不正行為を行った場合。
 - （3）その他、前各号に準ずるものと当社または西條が判断した場合。
3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを停止することができるものとします。

第9条（本ポイントの譲渡の禁止）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントを他人に貸与・譲渡または質入れしたり他人と共有したり相続させることはできません。

第10条（本ポイントに関する疑義等）

本ポイントの有効性、本ポイント数、本ポイント交換等、その他の本ポイントの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第11条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等のもとに規制されることがあります。